

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 22 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 訴えの趣旨

燕市立小池小学校敷地の本件土地について、売買契約又は時効取得を原因とする、所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。

2. 訴えの理由

小学校敷地の所有権移転登記に関する問題の早期解決を図る。

3. 訴えの相手方

燕市大字杉名

亡 A氏

相続人全員（41名）

4. 訴えの対象物件

燕市立小池小学校敷地（燕市杉名字原679番、680番、681番、682番、684番、685番及び686番）

5. 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

(1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受による脱退

(2) 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

(3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為

6. 管轄裁判所

新潟地方裁判所三条支部